

令和5年10月1日からインボイス制度が実施されますが、登録申請を行った時期等によっては実施日までに登録通知が届かない事業者も想定されます。事業者の状況に応じた適格請求書の円滑な交付方法や仕入税額控除の対応についてのまとめです。

【登録申請期限】

10月1日（日）から登録を受けるためには9月30日（土）までに申請書を提出する必要があります。9月30日は土曜日ですが、10月2日（月）までは期限は延びません。

【インボイスの交付対象時期】

インボイスの交付義務が生じるのは以下の日が10月1日（日）以降になる場合です。

- ・モノの販売： 出荷日、相手方の検収日など引渡しの日として合理的な日
- ・サービスの提供： 物の引渡しを要する場合は、目的物の全部を引き渡した日
物の引渡しを要しない場合は、役務の全部を完了した日

※必ずしも10月1日以降に交付する請求書から対応しなければならないわけではありません。

【登録申請中で10月1日を迎えても登録通知書が届かない場合の対応】

(売り手の対応)

- ① 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付する**
- ② 通知を受けるまでは登録番号のない請求書を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**
- ③ 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等で、お知らせする**

※事後交付が困難な小売店などへの対応も国税庁のHPインボイス特設サイトで紹介されています。詳しくはご確認ください。

(買手の対応)

売り手から登録番号のないインボイスを受領したのち、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えた場合、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です。保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

※基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万以下の事業者は1万円未満の課税仕入について、帳簿の保存のみで、仕入税額控除が可能（「少額特例」といいます）ので、上記対応は不要です。

【受領したインボイスの適正性の確認】

売手から受領したインボイスの登録番号が適正なものか、ご確認をお願いします。全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性を踏まえ、継続的に取引がある企業との取引は都度の確認はしなくても、新規取引先は確認するなど、事業者においてその頻度等をご判断いただくこととなります。

※少額特例の適用を受ける方や、簡易課税制度や2割特例を選択する方については、仕入税額控除にインボイスの保存は不要ですので、上記対応は不要です。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第386回

日本の2023年度の最低賃金は全国加重平均で1,000円を上回ることが決まりました。しかし先進諸国と比べて依然低い水準にあり、政府は30年代半ばまでに「1,500円」とさらなる引き上げ方針を示しています。

円安の加速にガソリン価格の高騰、そして原料代金・諸経費代の値上げが重なり大変厳しい負担が我々中小企業に押し寄せています。このような状況下で賃金の値上げができるのでしょうか。

賃金の持続的な上昇のためには労働分配率を高めるだけでは不十分で、いかに労働生産性を向上できるかがカギとなると思います。

その労働生産性を高めるために次の3点が重要となります。

- ① 企業の研究開発および、情報関連投資の増加
- ② 企業によるビジネスモデルの変革、すなわちDXなどによる大胆な組織改革
- ③ 雇用の流動性確保、すなわち企業の新陳代謝の加速

(2023年9月5日、6日 日経新聞より)

皆様、思い切って自らを変えていかないと、賃金を上げるだけの利益は出ませんね！！

前田の《今人生を語る》第291回

めざめよ日本人 (213)

日本が好き

- ・忘れ物や落とし物が交番に届くことは素晴らしい
- ・便利で、安全・安心、きれい
- ・日本の食事と水はハイレベル

日本に住んでよかったなとつくづく思います。

(産経新聞社出版 正論 ウクライナ人オペラ歌手(藤原歌劇団正団員)

オクサーナ・ステパニウック氏 対談記事より)

あらためて日本の良さを見直しましょう！